

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	母子保健に関する事務 基礎項目評価

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

森町は、母子保健法に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

## 評価実施機関名

静岡県森町長

## 公表日

令和7年5月2日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子保健に関する事務
②事務の概要	<p>母子保健法(昭和40年法律第141号)に基づき、母子健康手帳の交付、保健指導、訪問指導、健康診査等母性並びに乳児及び幼児の健康保持及び増進を図るための施策を実施するための事務を行う。森町では、母子保健法及び行政手続きにおける個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①保健指導の実施又は保健指導を受けることの勧奨に関する事務 ②新生児の訪問指導の実施に関する事務 ③母子保健法に基づく乳幼児の健康診査等に関する事務 ④妊娠の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査に関する事務 ⑤母子健康手帳の交付に関する事務 ⑥妊産婦の訪問指導の実施又は診察を受けることの勧奨に関する事務 ⑦低体重児の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査に関する事務 ⑧未熟児の訪問指導の実施に関する事務 ⑨養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する事務 ⑩養育医療の給付又は養育医療に要する費用の徴収に関する事務</p> <p>申請、届出等は、窓口、郵送及びサービス検索・電子申請機能で受領する。 なお、申請、届出等に対する通知は、郵送、マイナポータルのお知らせ機能等で通知する。</p>
③システムの名称	1. 健康管理システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー 4. サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
乳幼児管理ファイル 申請管理システムファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法 第9条第1項、別表 70の項 ・番号法 第19条第8号に基づく主務省令第97号
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[    実施する    ]</p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>情報提供できる根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第3欄(情報提供者)が「市町村長」等のうち、第4欄(特定個人情報)に「母子保健法による給付・支給等に関する情報」が含まれる項(42、80、125の項)</p> <p>情報照会できる根拠 番号法第19条第8条に基づく主務省令第2条の表第1欄(情報照会者)が「市町村長」等のうち 95、96の項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康こども課
②所属長の役職名	健康こども課長

<b>6. 他の評価実施機関</b>	
<b>7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求</b>	
請求先	郵便番号 437-0215 静岡県周智郡森町森50-1 森町役場 健康子ども課 子ども家庭係 電話:0538-86-6330 ファックス:0538-86-6301 E-mail:k-kodomo@town.shizuoka-mori.lg.jp
<b>8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ</b>	
連絡先	郵便番号 437-0215 静岡県周智郡森町森50-1 森町役場 健康子ども課 子ども家庭係 電話:0538-86-6330 ファックス:0538-86-6301 E-mail:k-kodomo@town.shizuoka-mori.lg.jp
<b>9. 規則第9条第2項の適用</b> <span style="float:right">[ ]適用した</span>	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

<b>1. 対象人数</b>	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
<b>2. 取扱者数</b>	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
<b>3. 重大事故</b>	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

<b>しきい値判断結果</b>
<b>基礎項目評価の実施が義務付けられる</b>

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 <input type="checkbox"/> 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。
9. 監査	
実施の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <input type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 9) 従業員に対する教育・啓発 <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	毎年度特定個人情報を取り扱う情報システムの管理に関する事務に従事する職員や事務取扱者に対し、マイナンバー及び情報セキュリティに関する研修受講を実施している。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月28日	I-4②	・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府令第7号) (情報提供の根拠)第19条各号、第30条第7号、第44条各号 (情報照会の根拠)第39条	・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府令第7号) (情報提供の根拠)第19条各号、第30条第8号、第44条各号 (情報照会の根拠)第39条	事後	
平成29年7月28日	I-5①	保健福祉課保健スタッフ	保健福祉課保健係	事後	
平成29年7月28日	I-5②	保健福祉課長 村松 富夫	保健福祉課長 村松 成弘	事後	
平成29年7月28日	I-8	郵便番号 437-0215 静岡県周智郡森町森50-1	郵便番号 437-0215 静岡県周智郡森町森50-1	事後	
平成29年7月28日	II-1 いつ時点の計数か	平成27年10月30日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成29年7月28日	II-2 いつ時点の計数か	平成27年10月30日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成30年5月29日	II-1 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
令和1年5月29日	II-2 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
令和1年6月21日	I-5②	保健福祉課長 村松 成弘	保健福祉課長	事後	
令和1年6月21日	II-1 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月21日	II-2 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月21日	VIリスク対策	記載なし	項目追加	事後	
令和2年6月5日	II-1 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和2年6月5日	II-2 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和3年8月2日	I-1②	③乳幼児健康診査の実施若しくは健康診査を受けることの実施に関する事務 (別表第二における情報提供の根拠) 26.56の2.87の項	③母子保健法に基づく乳幼児健康診査等に関する事務 (別表第二における情報提供の根拠) 26.56の2.89の2.87の項	事後	
令和3年8月2日	I-4②			事後	
令和3年8月2日	II-1 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和3年8月2日	II-2 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和4年10月6日	I-4②	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	事後	
令和4年10月6日	I-5①	保健福祉課保健係	健康こども課	事後	
令和4年10月6日	I-5②	保健福祉課長	健康こども課長	事後	
令和4年10月6日	I-8	森町役場 保健福祉課 保健係 電話:0538-85-6330 ファックス:0538-85-1294	森町役場 健康こども課 こども家庭係 電話:0538-86-6330 ファックス:0538-86-6301	事後	
令和4年10月6日	II-1 いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和4年10月6日	II-2 いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和5年3月24日	I-1②事務の概要	母子保健法(昭和40年法律第141号)に基づき、母子健康手帳の交付、保健指導、訪問指	母子保健法(昭和40年法律第141号)に基づき、母子健康手帳の交付、保健指導、訪問指	事前	
令和5年3月24日	I-1③システムの名称	1. 健康管理システム 2. 団体内統合宛名システム	1. 健康管理システム 2. 団体内統合宛名システム	事前	
令和5年3月24日	2 特定個人情報ファイル名	乳幼児管理ファイル	乳幼児管理ファイル 申請管理システムファイル	事前	
令和5年3月24日	II-1 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年3月1日 時点	事前	
令和5年3月24日	II-2 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年3月1日 時点	事前	
令和5年11月1日	II-1 いつ時点の計数か	令和5年3月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事前	
令和5年11月1日	II-2 いつ時点の計数か	令和5年3月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事前	
令和6年4月26日	II-1 いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	
令和6年4月26日	II-2 いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	
令和7年5月2日	I-3 法令上の根拠	・番号法第9条第1項(利用範囲)及び別表第一の49の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第40条 ・母子保健法第11条第1項、第12条第1項、第13条、第16条第1項、第19条第1項	・番号法第9条第1項、別表 70の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第40条	事後	
令和7年5月2日	I-4 法律上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 26.56の2.69の2.87の項 (別表第二における情報照会の根拠) 69の2.70の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府令第7号) (情報提供の根拠)第19条、第30条、第44条 (情報照会の根拠)第38条の3、第39条	情報提供できる根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第3欄(情報提供者)が「市町村長」等のうち、第4欄(特定個人情報)に「母子保健法による給付・支給等に関する情報」が含まれる項(42、80、125の項) 情報照会できる根拠 番号法第19条第8条に基づく主務省令第2条の表第1欄(情報照会者)が「市町村長」等のうち95、96の項	事後	
令和7年5月2日	II-1 いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	
令和7年5月2日	II-2 いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	
令和7年5月2日	VI-8 人手を介在させる作業	記載なし	項目追加	事後	様式変更による追加
令和7年5月2日	VI-11 最も優先度が高いと考えられる対策	記載なし	項目追加	事後	様式変更による追加